



諏訪市災害見舞金支給要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和 8 年 3 月 23 日

諏訪市長 金子 ゆかり



諏訪市告示第 74 号

諏訪市災害見舞金支給要綱の一部を改正する要綱

諏訪市災害見舞金支給要綱（昭和 62 年諏訪市告示第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、重傷」を「及び重症」に、「家屋等」を「住家」に、「焼失」を「全焼」に、「、流出及び住家の」を「及び流出並びに住家の半焼及び」に改める。

第 4 条中「家屋等」を「住家」に改める。

別表中

「

家屋等災害	焼失、崩壊、埋没、流出
	住家の床上浸水等

を

」

「

住家災害	全焼、崩壊、埋没、流出
	半焼、床上浸水

に改める。

」

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。